

津輕切支丹史の一考察

松 森 永 祐

(一)

本編は津輕切支丹史のうち、中期（註）に該当する時期を取扱い、而して実質的に津輕藩と切支丹家門と關係を有する事態を招来した宗匠信徒津輕流論の事象を軸とし論を展開してみようと思ふものである。

天文一八年フランシスコ・サヒエル來朝以來約一世紀の向だけに止まった宣教師の活動ではあったがその当初の社会情勢をして人々を古い教学、伝説、習慣の拘束なくして割合の自由をもつて行動させ新しい文化、新しい宗教であるキリスト教にとびのく条件を整えさせ、且つ仏教各団の當時の状態からしても宗教的魅力の乏しさにより内心をキリスト教に持ち得させたとしたこと、また織

田信長をはじめ豊臣秀吉、徳川家康等の統治者に期間の長短はあるものの対仏教政策、貿易政策の非宗教的理由ではあるがその布教伝道を許容させたること、諸大名の商業的利益追求に伴うキリスト教の利用策、これら一連の理由の下で保護され好意を寄せられたのである。かゝる性格より兩教以來五十余年の間障害あり、変転はあつてもその伝道は割合と成績をあげることが可能であつたのである。然しこれに対する反動もその性格により同時に起る必然性を有してあつた。豊臣秀吉の伴天連追放令、二十六聖人の殉教などがこの一端を示し、初期の外面的歓迎とは様相を異にして來、更に徳川政権に覇が移り家康の経済政策による貿易渴望の向は局部的迫害はあつたとしてもその寛

大さは宣教師の活動、信者の増大を許しておのたが宗教と關係を持たぬ純粹な外國貿易、即ちオランダとの通商が行われるに至り強い態度で基督教に臨んだのであつた。慶長十七年八月六日「伴天連門徒御制禁也、若有違背族者忍不可道其料」の禁令が出され、更に翌慶長十八年十二月二十日付で金地隠崇佐の筆になる「(前略)爰吉利支丹之徒當適々來日本、非皆渡商船而通寶材、叨欲弘邪法惑正宗、以改城中之政焉作已耳、是大橋之萌也、不可有不制、(中略)日本國之内寸土尺地、無所措手足、速掃壞之、強有違命者、可刑罰之、(後略)」の禁令が諸大名に伝達されたのである。この禁令をもって京都にては所司代板倉伊賀守勝重と、江戸より派遣された大久保相模守が信者の名簿を作り、その地の天主堂を或は焼き或は破壊し、大阪では片桐且元が命を受けてその処理にあたり、堺では山口駿河守が任に當つたのである。この取締の状況が「吉利支丹物語」などに描かれておるが、この際に命に應じず邪教に改宗せぬ者を処置する方法として追放を行つたのであり、この

大追放が爾後二十余年に亘る恐怖流血の迫害時代の幕を切つて落寸儀、同時に津輕切支丹史に重要な影響を持ち來たすことにもなつたのである。

註1 石戸谷正司氏の「津輕藩侯とキリシタン」

(弘前大学國史研究第一号)参照、氏は津整キリシタン史の一處の時期区分を行つており、本稿ではそれに従つた。

(三)

「徳川史記」慶長十九年正月二十六日の條によると、「廿六日松平筑前守判常より使もて。其家人高山右近大夫友祥入道南坊、内藤飛騨守如安、邪宗傳來するによりて召捕て京師へ送る由注進す。其他邪教徒の姓名を記して献す。邪教を改めざる者は、悉く奥の津輕に配流すべしと令せらる。」(駿府記)とあり、同年三月七日の条には「前田家の臣、高山右近大夫友祥入道南坊、内藤飛騨守如安等、その他重科の男女百余人阿媽港に遠流し、その他七十余人をば奥州外ヶ浜に配流すべしと命せらる。」とある。かくの如く津輕外ヶ浜に流請

に迎せられた京阪信徒七十余人の内訳は京都の信者四十七人、大坂の信者が二十四人の計七十一人で、彼等は慶長十九年四月十五日（旧曆三月七日）以後に京都を出発し大津に着いたのは五月一日、大津から琵琶湖を渡り、船の回敷賃に滞在し、五月二十一日其地を出帆、約一ヶ月を費して六月七日に津輕に到着しているのである。^(註1)而してこの時、彼等が上陸した地奥については、けりきりしておのぬが当時の交通状態から察して、上右との交通は京都、大津、鼓賣の西次と津輕の西次によるものであったので深浦、鱒ヶ沢の二港が港せられる。そのうち陸上弘前の城下へ通る道として鱒ヶ沢橋りが普通とされており、また彼等流人が到着の翌日に藩主信牧との会見があったことから、鱒ヶ沢港、或いはその近辺に上陸したと見てよいのでなかろうか。

ところでこの津輕流謫が幕府のいかなる意図、目的で行われたのであるかについて述べて置るものは、①これは慶長十八年十二月二十日の禁教令によって遂行されたのであり、海外に追放された

キリシタン大名高山右近等に対して意図したものと同じものであると見てよいのではないか。一体対キリシタン政策、とりわけ初期の禁教政策の範圍内では、一々の信者を乱明し殺戮する代りに堅固なる信者、指導的立場にある信徒をその地より追放し、信仰の根本杜絶する方法が用いられていた。海外漁技組、津輕流謫組はいずれも指導的堅固な信徒等であり、海外と、北辺ではあるが国内という差異はあるが、いずれも邊陲地ということには変わりなく、信仰の盛んなる土地より信仰の杜絶を期して行われたと思われる。津輕というと、当時は地理的に見て海外と同様に見えるべく遠方の、然も文化の密けぬ土地、切支丹宗門の伝播の及んでいない土地であり、布教の困難による自然消滅を期待出来ることであつたらうし、また幕府が流謫の地として思案しておつたということは後世の数々の例からも推察出来るのである。^(註2)②他信徒への見せしめを幕府が危懼して行い、遠方に追放する事実を信徒等に隠せしめ、転宗を積極的に行なう能ならしめる手段として考えたことであらう。

◎幕府が津軽の辺遠の地を開拓せんがためこのい
う延置をとつたこと、即ち「法教ヲ棄ルヲ欲ゼカ
ル基督信者ヲシテ人家無半地ヲ開拓セシムル義為
ノ其陣ノ津軽ニ追放マルナリ。」(「日本通教史」)
「内府も荒地を開墾するがためキリシタンを利用
したのである。」(「浦州和三郎著」)。いづれに
しても、幕府の根本的意図は宗勢の盛んな土地が
らの信仰の根本的杜絶ということが最も大きな狙
いであつたことは確かであろう。

次に、この流謫の事実についてであるが、信仰
を保持するが故に流謫に延せられたのであり、然
らばその代償としてその地に於いては信仰を許容
さねるという性質のものであつたらうか。少なく
くとも高山右近等の海外追放者達の場合は、そう
見做すことが出来るであらう。確かに当初彼等流
人が信仰することゝを、他に感化を及ぼさぬ限り藩
から暗黙のうちに認められておつた形であり、彼
等をして「藩主が同情の念を彼等にあたえた。」
(「五龍談」)「日本切丹宗門史」)とか「彼等キリシ
タンを鄭重にもてなし、幽墾を樂にしてやつた。」

(「ミカエル・キリシタノイタリシ著」)と感也し
めてあるし、或いは元和元年の津軽地方の大飢饉
の際に、より精神上の掘り所を強くするためにハ
テレンの招来を希望した書簡には、前年宣教師の
来訪があつたことを述べ、更に「こつちへの旅は
危殆と申す程にはなかるべきにつき、ペアテレ
様御一人御越し下され候様にと備に待方奉り候。」
(「師崎正治著」)とある。然しこれの事
は、流謫の代償とか、藩主が幼少時法礼を受けた
故ということではなくして、むしろ徳川幕府によ
る禁教政策の初期の方針、換言するならば時代の
様相の反映、即ち禁教による感刑ということがほ
んど及ぶられなかつた時代の反映がしからしめて
いるのであり、流謫が信仰の自由を手元るとい
うものでは決してないのであつた。

註1 レオ・パンシエス著吉田小五郎訳「日本
切支丹宗門史」上巻三三六頁

註2 慶長十九年二月の「徳川実紀」に「大久
保相摸守忠度が連坐にて。その子石京嘉繁隆。
主膳正幸信。内認成堯は南部津軽に配流せり

れ。」とある。

註了 石戸谷正司氏の前掲論文、参照

(三)

次に流謫民の当地に着いてからの状況を中心に述べてみる。彼等の生活状態については、前述のごとく初期においては時代の性質の反映により、比較的彼等にとっては容易な環境の下におかれていたようで、「六月十七日一同無事に津軽に安着いたしました。その翌日、函守越中殿（信牧）より内府様の上旨として活干の荒地を耕すことになつてゐるが、それを御請け致すか否かとたゞねられました。我等一同は少しの合圍にでも服従する覚悟であります。もとより土地を耕すことは不慣れではありますが、テウスの御座を守ることにきちお許し下さいますならばその他は何事にても飛び立つて従います。（平崎）御あてがいの土地を耕作いたすべき誓約書を呈上いたしました。」（一六二―一六五、六年度ヒストリカル・リサーチ）「これら天晴れなキリシタンは、イサヤの予言を實現したかのように

思はれた。何しろ、これらの武士は槍を劍に変え、劍を鎌にかへていた。彼等は百姓の荒仕事をした。」（「史」日本加支田東四）等の如く、幕府の命令通り津軽藩によって給与された土地を耕す百姓生活に従事しておいたのである。この際、幕府の方針であつた信仰伝播を防止する、又團墾という共同作業を必要とする性質上から、彼等流人を一統にまとめておくべき必要があつたのであり、更に流人等の側においても北辺の境地に至つて彼等のみの信仰生活の充實を計る必要があり、此處に彼等キリシタンの部落が設置され、國、組（コンフラリヤ）が形成されることとなるのである。部落については、「流人達け藩の監視の下に一部落を作り百姓生活をしたが、それから又、京阪地方からの流民も加わり奥州の北のはての荒地に切支丹部落がいくつが出きた。」（「神崎正治著『切支丹』とあり、禁教圧迫の急をける京阪での取締りの難をのがれて来た流民等も津軽に部落を依り住んでいたことも知られる。然し部落所在の地については、現在の所、「一六二四年七月津軽で十四人

のキリシタンが信仰のために逮捕された。翌年二月までもな方牢内に囚われていた。上方から流されて来た人々は、同じ理由のために殺されるものと憂慮していたが、さばなくして、ただ殿の命によりて、一里より遠くない他の地奥に移された。そこに着いた上では自分で住家を立てると約束せねばならなかつた。」(一六二五年、スズ会年報、東北史)「明治の中頃に中津軽の高岡村(弘前市より六キロ)で宣教師がもつて来た慶長時代の聖書が發見され上方に持ち出された。」(「青森県史」十頁)等の漢然とした資料がある位のものである。(他にキリシタンと関連ありさうな地名が存し、郷土史家等に色々と言われておるが、これも実証されてはおらぬ。)かくの如き部落形成を、農村生活に従事しておつた彼等流入にとつて、固陋作業は非常に辛いことであり、加うるに流刑当時の津軽地方の大凶作は増々彼等をして苦難に追いやり、流刑の因であつた信仰生活、精神生活に、より希いを叱さしめ彼等流入同志の団結を強めるためならぬかの方法を講じたことであろう。「津軽にキリ

シタンの五団体あり。」(「日本切支丹宗門史」中巻四六頁)「彼等の頭である精神的指導者は、昔の勸化師、即ち京都慈善会の勸化師であつたアントニオ・リヨキであつた。毎週、彼はその伴侶に対して實に有益な刑戒をした。」(「日本切支丹宗門史」下巻三頁)のである。さらにこの団の形成については慶長二十年に東北布教旅行をした宣教師シラモ・テ・アンゼリスの書簡に、「尚、進みて津軽に流され候キリシタンを訪問した。その力とならば、其方にまいる、人々を団にわかか、団毎に仕事を果すための組頭を定め置き候。」とありこれを裏付けているが、一体、「団」「組」(コンフラリヤ)とは宗門の効果を期して依られたものであり、神仏信仰を中心として行われた「宮座」とか「講」に類するような組織としての「慈悲の組」もその一つであり、それ以外の場所的には教会との接觸が密接でない所で重要な役割を果し、教会との連絡をとり、信仰を深め、たがいに誠めあつて罪を犯すことないようにし、月か週に一度日を定めて集まり祈祷を行うのが普通であつて、信仰を核とする細

胎が旺盛な繁殖力を持ち、はびこつて行く性質を有し、政治の力で教会から分離されること無くても生命を保持し、禁教時代には殉教を目的とし、嘗て其れ、構成組織としては組頭、幹事が選挙され、此れ等の者産は貧困な家、病人などを見舞ひ施物を分ち、罪に陥つた者を救ふことに務めるのである。^(註)津軽の地に形成されたのも正に、この「慈悲の組」の性質を有するものであつたことは推察に難くないことであらう。

一方、このような信仰のため棄教を潔きよしとせし、自ら苦しみを求めた流謫民に対する教会側の配慮は、どのようなものであつたらうか。東部日本の布教についてはサビエル、トルレス以来の教会側の念願であつたが宣教師の絶対数の不足、交通の不便等により不本意の状態を続けていたが、慶長十九年の大追放を境とし、むしろ教勢が京部に伸び、更に流謫民に対しては「パアレ」を慕ふ心は子が親に対する感があり教師も又、流人の身の上、心中を存じその慰向に努力した。^(註)（^{正徳}治政の^善切支丹^の^善切支丹^の）のであり、この事は、教会側から

すれば「ヒイテスの為に流人となり得る名誉を賜ふな。一天下の人々が、方々に對して妬く信用の者を弱めぬ様に勉むるにあり。その証をたて通し、方々の生命の完全を得る迄、その名に背かぬ様なさるべし。」^(註)といわれるごとく流人を慰向するといふことは勿論であるが、宗門の名譽を守るため、転宗を防ぐため来藩する必要があつたらうし、又流人等にしても「明年とも相成候はゞ皆様の中となた様なり御一人御越し下され候様にと偏に待方奉り候。」^(註)（^{一六一五、一六二一年}五月五日付書簡）「パアレ様御一人御越し下され候様にと偏に待ち奉り候。」^(註)（^{菅野義文}助善「^{貞初}年（^{元和元年}）ハ」とあるように、カテキストでなし得ない聖体拝領の式を、又宣教師による説教を専ら彼等宣教師の来訪にのみ望みをかけておつたのであり、この間連の中において東北、奥羽地方の肉教、そして津軽地方への直接的な宗門の影響がみられるようになるのである。元和元年にはジラモ・テ・アンセリス、全二年テイエゴ結成、全四年アンセリス、全五年テイエゴ・カルワリオ、

全七年アンゼリス、全八年アンゼリス、カリワリオ、全九年カリワリオ、慶永二年アタミ。ポルロのさき宣教師が来訪して多すが、こりわけアンゼリス、カリワリオの兩人は教區の訪問を行つてゐるのみであり、同時に彼等が東北の教區長とどの後継者となりてゐることは見のがせないのである。而して彼等宣教師の利用せる交通路についてさあるが、一つには臣路院ヶ崎の園所を通つて来る場合と、もう一つには秋田から蝦夷地なる松前を渡り、そこより通路津輕へと引返して来るという二種の迂回な状態であつた。元和三年頃までは前者の通路が用いられ、東北地方全般に遡り起つて来た元和六年頃よりは、松前通過の困難により一旦松前に渡航してから津輕に別返すという後者の方法がとられたのである。さうして一言ふればおがねはなりの争は、津輕キリシタンと蝦夷地南政とが争つてゐるが、宣教師が東限信徒であつた津輕通商民訪問に松前經由の通陸を用いるのだが、それ以前元和四年にアンゼリスが「津輕切支丹訪

向の序に土人が福音に對して如何なる心掛を有するか、それを探ぐるため」渡道しこゝに蝦夷地南政をもたつたのであつた。このように蝦夷地南政は、宣教師の立場として將來の布教拡張を意圖しておつたとしても、元和六年のカリワリオは「津輕訪向の手段として松前渡嶽を懸い立ちその序に布教した」のであり、この言葉に於てこれいふ如く、蝦夷地南政は宣教師の津輕流入訪向の一案として行われ、津輕切支丹は、蝦夷切支丹の橋頭堡の役割を果したのであつた。

註一 岡田章雄氏著「南蛮宗俗考」

(四)

上述の通り津輕藩と切支丹宗因との關係は、その契機として藩侯との關係が認められるのであるが、それが時代の推移と共に全く断絶の形を呈して、藩自体、宗門よりなら影響なくして終始するやうな状態となる。ところが、宗門の根本杜絶を期した徳川幕府の処置として分遣叔がかえつて宣教師の来訪を招き、西日本の信徒を移住させ、そ

の結果津輕藩の切支丹宗門は盛んとなり、此處に眞に民衆との密接な関連を有することになったのである。即ち實質的には慶長十九年に流人等によって傳播された宗門が、元和三年には、「津輕にキリシタンの五団体があり中二つは流人他の三つは新たに改宗した土着の者が成つてゐるのを知つた。」津輕で信仰のため入牢せる五人のキリシタンを訪問した。中二人は流人キリシタンで三人は最近洗礼を受けた土着のものであつた。「このキイエゴ結城神父によつて報告されるようになり、更に同年には東北地方最初の殉教、処刑がみられ、その中にやはり土着民が含まれてゐる。僅か四年の向に入牢、殉教にまで發展した強い信仰を持つところの一般民衆の現出は、どうよな宗門影響の下で生長して来たものであらうか。これについては、信仰の根本杜絶策にみられる徳川幕府による初期禁教政策の性情、時流に疎い東北地方、とりわけ津輕地方へ上方において圧迫、迫害の始つた折にようやく傳播されるという現象」、比較的寛大さを示した津輕藩等のことを考慮した上で次

の因を記すことが出来よう。①彼等流人達が、慶長十九年に流論の身として津輕家の引取の役人に渡されてから後の生活態度は終始一貫したものであつたろう。互に親切を盡し大に拝像敬人を成服せしめ警護の役人も信者の謙遜と忍耐に感化せられ信仰の念を起せしものあり。」（松崎実著「鮮血遺書」）の如く、役人の信仰ということは別として、彼等流人達のこれより故郷を去つて遠地に流される、而も同じ信仰の故に流される者達であるならそこには好ましい相互扶助の精神が醸し出されておつた事が窺知されるのである。更に流刑地に着いてからも藩主信牧謁見の際、「如何なることに候とも御下命のまゝ相務の申す」ことを、信仰を許可して呉れるならはという条件の下で伝え、困難な慣れぬ仕事を「糞事は不案内なれど一同慎みて御受け申上候」とし翌年の凶作時においても、「此度の苦難を良き様と思取り、ひたすら忍従贖罪の生活を心掛け……」（菅野義之助著「奥羽切支丹史」）といふごとく、彼等の生活における誠実な行動、相互扶助の精神、そして中央文化に洗練された教養態度

は民衆が困難な教理を通して家門を理解するより最も身近にそれに注目し、心を打たれたことであろう。④民衆側の或る種の物質的迷惑にもいふべきものが、接近動機として考へられるのである。民衆にキリスト教が広く浸潤されたる事は、その布教手段としての貧民救済や医療事業のいわれる社会事業が一つの大きな原因となつており、また教会が凶作や飢饉の際に窮民を救済し、それに対し異教徒が驚きの念を持つたといふことであるが、津軽流摘民も元和元年の凶作にヨミを得ず人を京都にのかわして救済を乞はしめたことがあり、これに対し「長崎のピアテレ及びキリシタンたちも彼等の窮状を耳にして同情に堪えず、三百ドカドばかりも積金して、米を買い取り、船で之を津軽に送り届けた。」(「東北切支丹」)という風であり、そして元和二年結城テウエゴ神父来訪の際も「宣教師は彼等のために、京都のキリシタンの中で、約三百エキエーの布施を集めて持参して来た。」(「日本切支丹家内」)のである。更に一六二五年のオスス金年報には、寛永三年頃に宣教師が津

軽の流入に金品を送つたことが記され、かゝる飢饉の際に救済事業に出づる家門に対して、津軽の一般民衆は、「仏僧たちが嘗てさような慈善事業を行つたと思つたことのない未信者達は非常に驚き少からず感化された。」のであり、仏僧の対比はさしておいても、極く單純に考へ、こういう物質的援助を行ふ家門に近づき、又目前の物質的魅惑にとられて入信の形をとつたと推察することも出来よう。⑤宗教的情熱に燃え主法を續けていた彼等流入の積極的信徒生活と、それに伴う宣教師の末住があり、とりわけ前者が津軽の一般民衆に多大の影響を与へ、彼等の間に家門を浸潤させ、遂には藩の方針と相刺する結果になり初期殉教に至示したと考へられる。即ち、元和三年「流入の一人で医者の子マフヤ又はレオ・ドーテイとマリヤ夫婦を改宗させ、また他の流入のレオ・ジョースンは弟子のミカエル・ニヒヨトーという武士を改宗させた。津軽の領主は彼等全部の死刑を命じた」と將軍に報告し、火炙りと決めた。(「日本切支丹家内史」)のであり、こゝに、東北地方最初の殉刑

が行われるが、彼等流人の積極的行動が如実に物語られており、そこには前述の因、組、形成による活動ということが察知出来るのである。

然しかくの如き一般民衆への浸潤という為政者の方針と反対の方向に進む事態、そしてかくの如き特殊事情（日本に於ける切支丹宗門禁制の一環として行われた津軽外ヶ浜への信徒流謫の背景）の下で閉鎖を有した津軽藩切支丹であり、これは、その性質上から決して順調な経過を期待することは出来ず、直ぐに圧迫、迫害、処刑、殉教という現象が現われるのであり、この点、津軽藩の切支丹宗門に於ては布教、伝播、迫害という事象が極めて近接し錯綜しているのである。さてこの迫害処刑の事実について、あるが、前述の元和三年以後はしばらく静謐が保たれておつたが、三代将軍家老が就任した元和九年七月以降圧迫が酷烈化し、奥羽地方に於ける組織的迫害に必然的にまきこまれ、寛永元年には十四人の投獄者がみられ、二年には一人の信徒が処刑され、年時ははつきりしないがそれ以前にもキリシタンが火爨の刑に処

せられてゐることが知られる。）、全三年に十一名へ、「津軽信牧公切支丹訴状」による十名と他にイヌキオ・モサエモン）が死罪になり、全五年にも五人が処刑されておる。^(注1)然しこの期までの処刑の原因は、「津軽の城下町でトマス・スケサエモンが同市の支配者津軽殿（津軽越中守信牧）の命令で火多りになった。……若い異教徒が改宗して洗礼を受けた。彼は処刑の爲に出かける時、トマスを呼んで教主の御名を向うた。『イエズス様にお頼みなされ』とトマスは彼に答えた。そこでこの若者は唇に至聖なる御名を唱えながら殺された。これがトマスに対する訴訟の原因であり、彼の殉教の原因であつた。」（寛永二年の処刑の場合）のであり、寛永三年の場合も、信徒がその妻を改宗させたところ妻の父が奉行に告訴したため処刑にされたのであり、これ等の者は京阪の流人になく（この期においては流謫の性質を十分保持しておつたろうと思われる。）、いづれも布教に熱心で宗門を直接民衆に対して浸潤させた土着民や流民等であり他に教之をひろめたという理由の下で

処刑されているのである。又、「信牧公訴状」にも、「妻子は家賊を与えて因私いしたことが見え、こゝには類族觀念も現われていなかつたのである。然しそれが寛永十四年の島原の乱を前身にし、寛永十五年の耶蘇敵愾禁令にもつづく一種の情勢に則して、津輕藩においても嚴重な態度で臨むことになつた。「津輕海治記」(青森県史(上)卷三五六頁)には大量七三人の信徒が処刑されたことが記さ

れており、更に全十七年頃には「津輕信義公筆切支丹訴状」(注2)に信徒一名が処刑され、十名が取調べられたが、その処置について切支丹吟味役井上筑後守に指図を求めたことが知られるのであり、全二十年には「陸奥国津輕領右切支丹之類族存命帳」(注3)により伊勢屋五左衛門という者が火罪になつて

いることを知る。即ち、同帳には「一右切支丹、伊勢屋五左衛門、火罪、寛永二十年色々更義之上、高橋尚社に結付、遠焙仕候也、く丁まる唱申二付、奔相尋候也、切支丹紛無御座由自決仕候ニ付、其

段江戸江廻火罪申付候父母舅姑祖知下申候。右は元禄六癸酉年五月七日町年寄松井四郎兵衛ノ手記。

とあり、身替し拷問して信徒であるか否かを知るという方法になつており、この時期には流人達も既に流論者としての性格を失ひ、処刑されるに至つておつたと推察することが可能である。

注1 石戸谷正司氏の前掲論文、参照
注2 松野氏雄氏所藏の古文書へ「青森県郷土誌料集才一編」に掲載の氏の論文による。は次のごとく記してある。
態一筆致啓上候、然し喜利支丹御穿鑿之儀に付先日及便申上候処に則井上筑後守殿より家仰候は右之者共御地へ令差登候迄も無御座候向令此方如何にも可申付之旨仰候に付右より喜利支丹之道具持之者志人を成敗申付候相残拾人之者共御穿鑿仕候也右之内貳人改申出候様子之儀は今度井上筑後守殿委細申達候間御披露可有之と奉存候如何様にも御指図於被仰下候には忝可奉存候

七月十八日
恐惶謹言

津輕土佐守

松平伊豆守様

阿部対馬守様

阿部豊後守様

(右の古文書は井上筑後守が切支丹吟味役に就任したのが寛永十七年である故多分その年のものである。)

註3 「東北切支丹」四〇六頁

(五)

切支丹宗門禁断の政策が豊臣秀吉に始り、徳川家康、秀忠を経て除々にその成果をあけて来たのであったが、三代將軍家光の代になり増々その方針は厳しくなり、而して寛永十四年の島原の乱は決定的に禁教政策に一大時期を画さしめ、それ以後切支丹宗門の禁断は幕府の重要政策の一つとなり、爾後二三十年の間にその目的は大体に達せられたのであった。

津輕切支丹も、前述の如くこの禁教時代に姿を現わしたのであった。即ち慶長十八年の金地院

崇伝の筆になる追放令を起点とし、慶長十九年の京阪信徒津輕流謫の事象により展開せられ、寛永十五、十七年の彼等流謫民の処刑により、実質的な終幕をかけたと言つても差支えないのである。流刑者の入藩から流刑者の処刑までの事象に始終している津輕切支丹は、勿論宗門史上の衰滅期に属しているが、それだけに伝播、布教の効果、迫害、処刑の事象が短時間の方にみられ、互いにこれら事象が近接錯綜しておる点、宗門史上の一異彩であり、又宗門史上の意義ある事象としても、信徒流刑をはじめ蝦夷南教その他二三に留まらぬのであって、この点もまた注目に値するのではなからうか。